

公調委平成22年(セ)第11号 焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件

裁 定

静岡県焼津市〇〇〇

申 請 人 A

静岡県焼津市△△△

被 申 請 人 B 株 式 会 社

同代表者代表取締役 C

同代理人弁護士 久 保 田 治 盈

静岡県焼津市本町二丁目16番32号

被 申 請 人 焼 津 市

同代表者市長 清 水 泰

同指定代理人 池 ヶ 谷 憲 司

同 幡 野 正 浩

同 川 守 克 典

静岡市葵区追手町9番6号

被 申 請 人 静 岡 県

同代表者知事 川 勝 平 太

同指定代理人 大 村 吉 彦

同 邊 見 哲 郎

同 柳 尚 仁

主 文

申請人の本件各申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して、300万円を支払え、との裁定を
求める。

2 被申請人ら

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、静岡県焼津市に居住する申請人が、自宅に隣接する被申請人B株式会社（以下「被申請人会社」という。）の金属加工場から発生した騒音・振動によって身体的・精神的苦痛を受けたと主張するとともに、被申請人焼津市（以下「被申請人市」という。）及び同静岡県（以下「被申請人県」という。）は、共同して、上記騒音・振動被害を発生させることに荷担したと主張して、被申請人らに対し、民法709条（被申請人市及び同県につき国家賠償法1条1項）、民法710条、719条1項前段に基づき、連帯して、慰謝料300万円の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 被申請人会社の代表者C（以下「C」という。）は、親族と共有する別紙1「物件目録」記載1の土地（以下「本件工場敷地」という。）上に、昭和48年、同目録記載2の建物（以下「本件工場」という。別紙2「位置図」の②）を建築し、同年9月ころ、同工場を鉄工所として操業を開始した（乙A2の1・4、3の1）。

イ 申請人は、昭和50年8月6日、別紙1「物件目録」記載3及び4の土地建物（以下、土地を「申請人宅敷地」、建物を「申請人宅」という。申請人宅は別紙2「位置図」の①）を購入し、昭和52年6月以降、申請人

宅に居住している者である（乙A4の1・2）。

ウ Cは、昭和56年3月31日、本件工場を増築するための建築確認を受け、本件工場の1階床面積を160.98㎡拡張した（拡張後の1階床面積は340.98㎡。以下、この増築を「昭和56年増築」という。）
（乙A3の2）。

エ 申請人宅と本件工場は隣接しており、その間隔（工場南側外壁から申請人宅敷地境界までの距離）は、昭和56年増築以前は約9mであったが、同増築に伴い、約0.5mとなった。

オ Cは、平成元年7月14日、個人として行っていた鉄工所を法人化し、形鋼、鋼板等の加工及び組立等を目的とする被申請人会社を設立した（乙A1）。

なお、C及び被申請人会社は、被申請人市に対し、本件工場についての騒音・振動に係る特定施設設置届出をしていなかった。

(2) 本件申請に至る経緯

ア Cは、平成19年12月3日、本件工場敷地及び申請人宅敷地の南側に隣接する別紙1「物件目録」記載5の土地（以下「a」という。別紙2「位置図」の③）を資材置場として取得するために、同土地につき農地転用許可の申請（以下「本件転用申請」という。）を行い（乙A7）、同月9日、申請人宅に赴き、aを取得して資材置場とすることを告げた。

イ 申請人は、平成20年1月25日付けで、Cに対し、aの利用によって生じる新たな隣地隣家の関係を拒絶する趣旨の「お断り状」（甲1）と題する文書を交付した。

ウ 被申請人県は、同年2月22日付けで、Cに対し、本件転用申請について許可処分（以下「本件転用許可」という。）を行い（乙A7）、これを受けてCは、同年3月6日、aを売買により取得した（乙A2の3）。

エ 申請人は、同年4月15日、被申請人市に赴き、本件工場からの騒音・

振動について苦情を述べた。申請人の苦情内容は、騒音・振動による感覚・心理的な被害と、風呂や基礎等に若干のひび割れが生じたというものであった。（乙B1，9）

オ 申請人は、同月中に、島田簡易裁判所に対し、C個人を相手方とする隣関係調整事件の調停を申し立てた。調停を求める内容は、本件工場からの騒音・振動を防止すること、本件工場東側の窓を閉鎖すること、aの使用について利害調整のための話し合いをすることであった。

また、申請人は、その後、同裁判所に対し、被申請人市を相手方とする損害賠償請求事件の調停も申し立てた。その申立ての趣旨は、「相手方は長年に渡り生活環境の保全等に関する条例の順守の為の指導業務を怠ったことにより申立人に発生した損害被害の損害額と慰謝料を支払えとの調停を求める。」というものであった。

なお、これらの調停はいずれも不調に終わっている。（甲2の1・2，3の1ないし4）

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 被申請人らによる共同不法行為の成否

【申請人の主張】

ア 被申請人会社の違法操業

被申請人会社（C）は、本件工場操業開始時から特定施設の届出をせず、何らの公害対策もしなかった。

また、昭和56年増築は、市街化調整区域における開発行為に関する要件を満たしておらず、近隣住民（申請人）の承諾も得ていない。すなわち、本件工場は昭和56年の時点で新設後10年以上経過していないし、工場から騒音・振動公害を垂れ流し、特定施設の届出もせず、申請人宅敷地との間に緩衝地帯として設けた土地上に増築して（緩衝地帯は、市街化調整区域における工場と民家の共存共栄のために、必ず設置される基本的な開

発措置である。) 操業を続けた。

さらに、Cは、上記のように地域振興上あってはならないことや必要でないことを30年以上にわたって積み上げてきたうえ、平成19年、本件転用許可を受けてaを購入し、本件工場を増築する計画を立てたが、この計画は、不動産業者(油野不動産)と被申請人会社が、被申請人市と結託して進めたものであり、市街化調整区域における農業と住宅と工場の適切な配置の要件を満たしていない。

イ 騒音・振動の状況

被申請人会社は、本件工場の操業開始時から、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の届出をせず、公害対策をしないまま作業を続け、30年来、騒音・振動を発生させてきたものである。また、本件工場は、申請人宅から約0.5mしか離れておらず、被申請人会社では、夜中の12時過ぎや土日祝日でも作業をしていた時期もあり、申請人の子どもが小さかったころには、機械の騒音・振動により子どもが飛び起きたり、食事などの家族の団らんが妨げられるなどの被害が生じていた。

騒音・振動を発生させる作業は、①ハンマーで鉄骨を叩く作業(ガンガンという強く大きな音)、②サンダーで鉄板を削る作業、③鉄骨を丸ノコで機械切断する作業(キキキという頭に響く音)、④シャーリングで鉄板を切断する作業(モーター音、巨大な複合音、振動)、⑤鉄骨を反転させる作業(突然響く巨大ですさまじい音)、⑥その他(鉄鋼材が地上に落とされる音、一斗缶を蹴飛ばす音)であり、また、サンドブレストとシャーリングの機械は、東側の窓際に設置されているため、騒音・振動が著しい。

平成20年5月ころ、申請人が敷地境界で騒音測定をしたところ、時間帯によってはこれらの騒音レベルは、80ないし100dBを指示していた。

ウ Cの対応

Cは、平成19年12月9日、申請人に対し、aを取得して工場を増築

することを告げた。それに対して、申請人が、シンナーアレルギーであること、サンダーや鉄の粉、塵などで困ることなどを理由に反対意見を述べると、Cは「お前は棺桶に半分足を突っ込んでいるのだから、いいじゃないか、文句を言うな。」、「おまえは若いのだから、どこかへ出て行けばいい。」などと言った。

申請人としては、被申請人会社の騒音・振動によって30年来苦しめられてきたが、それがCの生業であること、Cとは隣人であり、同じ自治会に属していることなどから、苦情を述べずに我慢してきた。しかし、このやりとりを境に、Cとは考え方が根本的に違うことを認識し、被害解消のための努力をすることにした。

エ 被申請人市の関与

(ア) 被申請人市の農政係長は、平成20年1月23日、申請人宅を訪れ、本件転用許可の進めなければ不動産業者と被申請人会社から裁判にかけられてしまう、などと説明し、手続を進行させることの了解を求める一方、手続には時間がかかるのでその間に対応ができると話していた。ところが、同年2月26日から同年4月12日まで申請人が入院している間に、aの埋立工事が開始された。こうした経緯からすれば、被申請人会社や不動産業者は、事前に被申請人市と協議し、数年後に本件工場を増築することについて被申請人市の了解を得ていたと思われる。

すなわち、本件の主たる原因は、被申請人市が、住民と工場が共存できる方策を採らず、不公平・不中立・不平等な考えから、申請人宅周辺を工業地帯として開発しようとしたことにある。

また、申請人宅一帯が工業地帯になれば、宅地や農地とのバランスが失われ、ここに終の住処を求める人はいなくなり、地域住民全員が有形・無形の権利を失うことになる。そして、工場ばかりが建設され、

自然環境が悪化し、景観も損なわれる。さらに、工業地帯とすることは、旧大井川町の総合計画におけるゾーニングや、志太広域都市計画とも整合せず、農業保全のために国費を投入してきた国策にも反する。

(イ) 申請人は、被申請人市に対し、平成2年、本件工場の騒音・振動がひどいため苦情を訴えたが改善されず、その後も、被申請人市は、何ら解決のための作業をしなかった。さらに、被申請人市は、平成20年4月、申請人の騒音計貸出しの依頼を拒絶し、申請人が、他の市役所等では貸出しが可能であることを調べて、再び被申請人市に依頼すると、それに応じた。また、被申請人市は、騒音測定の際、モニター表示と記入ロール紙の値に30dBの差を設定して測定していた。

このように、被申請人市は、越権のようなことをしたり、データの改ざんのようなことを試みたり、解決を拒んだり、時間稼ぎをしたり、被申請人会社と組んで一件をもみ消し闇に葬ろうとしたりしており、こうした対応により、申請人は苦しめられた。

オ 被申請人県の関与

被申請人県は、不合理な本件転用許可を行うことにより、被申請人会社及び同市と共同して、申請人に対する騒音・振動被害を発生ないし拡大させた。

カ 以上からすれば、被申請人会社の操業による騒音・振動の原因は、被申請人会社、同市及び同県の共同行為によるものである。

【被申請人会社の主張】

被申請人会社が、本件工場内で機械を稼働させ工具を使用しており、その稼働等により騒音・振動が発生していること自体は認める。

その余の事実是否認ないし争う。

騒音規制法及び振動規制法に基づく届出をしていなかったのは、環境基準や規制基準の存在を知らず、そのことについて、県や町から指摘を受けたこ

ともなかったからである。

しかしながら、申請人は、Cが、平成19年12月に、aを資材置場として取得する旨告げたころから苦情を言い始め、平成20年3月に同土地の埋立工事を始めようとした際には、それを阻止しようと妨害してきたものである。

そもそも、被申請人会社は、D株式会社（以下「D」という。）とE株式会社（以下「E」という。）の下請けとして、鉄骨建築の鉄骨の付属品の加工、機械部品の加工を行っていた。なお、土日祝日は休業しており、就業時間は8時から17時までで、10時から10時30分まで、12時から13時まで、15時から15時30分までが休憩時間である。そして、被申請人市から改善指導がなされたシャーリングについては、平成9年2月から平成13年7月までは、1か月に3、4日、1日当たり15ないし20分程度の使用頻度であったし、同年8月以降は、Dから加工済み資材が支給されるようになり、鉄板の切断作業がなくなったため、シャーリングも使用していなかった。さらに、平成21年6月末以降は、Dからの受注がなくなっており、シャーリングの稼働音はないに等しい。

このような状況であるが、被申請人会社は、申請人からの苦情を受け、その要望どおり、シャーリングを35m移動させ、本件工場の窓から申請人宅が見えないように、窓側を全てスレートに張り替えた。さらに、被申請人会社は、専門家の指導を仰ぎ、防音対策をFに依頼し、被申請人市に騒音対策改善計画書を提出したが、かかる防音対策は申請人に拒否されたため、未施工のままとなっている。

これらの事情からすれば、本件工場から発生する騒音・振動は、受忍限度内にあると考えられ、不法行為は成立しない。

【被申請人市の主張】

ア 申請人は、本件工場による騒音・振動の被害が30年も存在したと主張

するが、C又は被申請人会社から、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の届出がなされておらず、さらに、申請人からの苦情申立ては、平成20年4月15日が初めてであったことから、被申請人市としては、それ以前に、本件工場による騒音・振動の存在を知る由もなかった。また、市町村に対し、その区域内の騒音又は振動の規制対象となる施設及び苦情の有無を調査把握することを義務づける法的根拠は存在しない。

なお、平成2年に苦情を述べたとする点は知らず、平成20年1月のやり取りは、騒音・振動の苦情ではなく、aの農地転用の手続に関するものであった。

したがって、仮に、申請人の騒音・振動被害が30年間続いていたとしても、被申請人市には、その被害発生に対する過失はない。

イ また、申請人は、被申請人市の指導義務の怠りを主張するが、被申請人市は、平成20年4月15日に申請人から苦情を受けた後、直ちに、被申請人会社に対して、騒音規制法及び振動規制法に基づく届出書の提出を指示したことに加え、改善計画書の提出指示、騒音・振動測定の実施、騒音対策についての助言など、騒音・振動を改善すべく、騒音規制法及び振動規制法に基づく対応を行った。また、申請人と被申請人会社に話し合いを呼びかけるとともに、被申請人県にも助言及び指導を依頼した。

したがって、被申請人市は、本件工場による騒音・振動の改善及び紛争処理について、適切に対応している。

なお、被申請人市が、騒音計の貸出しを拒絶したのは、騒音計が当時1台しかなく、貸出しにより業務に支障が生じるおそれがあったためである。

ウ したがって、被申請人市について、国家賠償法1条1項の不法行為は成立しない。

【被申請人県の主張】

被申請人県は、申請人の相談に応じ、申請人の主張を理解することに努め、

公害紛争処理制度等の必要な事項を説明してきた。また、被申請人県には、振動規制法 12 条及び騒音規制法 12 条に基づく事業者への指導権限がないため、静岡県生活環境の保全等に関する条例 4 条に基づいて、被申請人市を支援し、申請人が要望する話し合いを行うなど、問題解決に向けて取り組んできた。

したがって、被申請人県には、申請人の主張する問題が解決に至らなかったことに対する責任はなく、国家賠償法 1 条 1 項の不法行為は成立しない。

(2) 被害発生の有無及び損害額

【申請人の主張】

本件工場から発生する騒音・振動によって申請人が受けた身体的・精神的苦痛は甚大であり、その期間は 30 年に及ぶから、かかる苦痛を慰謝するには、300 万円が相当である。

【被申請人会社の認否】

否認ないし争う。

なお、被申請人会社は、平成 20 年 5 月まで、申請人から一度も騒音・振動の苦情を受けたことはなかった。

【被申請人市の認否】

否認する。

【被申請人県の認否】

争う。

(3) 消滅時効の成否

【被申請人市の主張】

仮に、申請人が被申請人市に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有するとしても、本件申請から 3 年以上前に発生した部分については、3 年の時効期間（民法 724 条）が経過している。

被申請人市は、かかる消滅時効を援用する。

【申請人の主張】

争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 争点(1) (被申請人らによる共同不法行為の成否) について

(1) 認定事実

前記前提事実，証拠（甲4の2，乙A14，乙B2ないし9，12ないし23，申請人本人，被申請人会社代表者）及び審問の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア 本件工場の操業状況

(ア) Cは，昭和48年9月ころから本件工場で鉄工所の操業を開始した。

当時は，本件工場の周辺には民家もなく，周囲は田んぼに囲まれた状況であったこともあり，Cは，本件工場の建築に当たり，周囲への騒音に配慮したことはなく，騒音規制法及び振動規制法に基づく届出もしていなかった。

(イ) Cは，創業当時，近隣から倉庫や作業場の建築を請け負うなどの単発的な仕事を行っていたが，数年後には，本件工場付近にDとEの工場が建設されたことに伴い，これらの企業から金属加工の仕事を継続的に受注するようになった。

Cは，Dから鉄骨建築に用いる鉄骨の付属品の加工を，Eからは機械部品の加工を受注していたため，本件工場にはこれらの作業に必要な機械設備として，シャーリング，切断機（旧型・新型），ホイスト（天井クレーン），油圧パンチャー，溶接機，ボール盤，サンダー等が備えられていた（これらのうち，申請人宅に最も近い位置に設置されていたのはシャーリングであり，本件工場の南西壁際に設置されていた。）。また，こうした機械設備のほか，本件工場内には，H鋼の加工作業をするための鉄製台座が設置されていた。

Cは、こうした機械設備を使用する作業を、基本的に月曜日から土曜日まで、おおむね午前8時から午後5時まで行っていたが、繁忙時には日曜日にも作業をしたことがあった。

(ウ) その後、上記2社からの受注量が増加したことから、Cは、それまで家族（妻と息子）のみが手伝っていた本件工場に従業員を1名雇用し、さらに、扱う資材も増加して工場が手狭になったことから、昭和56年増築を行った。なお、Cは、昭和56年増築に伴って、本件工場内の設備の配置換えは行ったものの（シャーリングが数メートル申請人宅に接近し、天井クレーンの可動範囲も広がった。）、新たな機械設備を導入したことはなかった。

(エ) そして、Cは、平成元年、それまで個人事業として行っていた鉄工所を法人化することとし、同年7月14日、被申請人会社の設立登記を行った。なお、資本金は1000万円である。

(オ) その後も被申請人会社の業績は順調に推移していたが、いわゆるバブル崩壊による景気低迷に伴い、売上げの大半を占めていたD及びEからの受注が減少し、さらに、Dからは、平成13年8月以降、加工済みの材料が支給されるようになり、本件工場における作業内容も溶接・組立てが中心となったため、シャーリングを使用する作業がほとんどなくなった。

また、人手もCと息子の2人のみで足りるようになり、平成21年7月末ころからは、Dからの受注が途絶えたことから、C1人で、1週間のうち3日程度作業を行えば足りるようになった。

イ 申請人の生活状況等

(ア) 申請人は、昭和52年6月ころ、母の勧めで申請人宅を購入し、妻とともに居住を開始した。当時、既に本件工場は存在し、金属加工の作業音も発生していたが、申請人は、自らダンプカーの運転手をして

おり、昼間は仕事に出ていることもあって、本件工場から発生する騒音・振動を気にすることはなく、昭和56年増築のころ、本件工場の作業量が増加したことに伴って騒音・振動が増しても、景気が良くて喜ばしいとさえ思っていた。

また、平成2年ころ、申請人の妻が大井川町役場に本件工場の騒音・振動について相談に行った際には、申請人は、そうした妻の行動を制止する発言をしていた。

(イ) 申請人は、平成10年ころ、脊柱管狭窄症に罹患したことから、運転手の仕事を辞めざるを得なくなり、それ以降は申請人宅で生活する時間が長くなったが、平成20年4月15日に至るまで、騒音・振動に関する苦情を述べたことはなかった。

(ウ) 申請人は、近年、申請人宅周辺の閑静な居住環境に高い価値を見出すようになり、平成22年9月には、焼津市の市国土利用計画案と市総合計画基本構想案のうち、大井川地区の市役所大井川庁舎南側の一帯を「工業ゾーン」や「新たな産業創出エリア」などと区分する案について、「該当地域の住民の多くが計画案の存在を知らず、住民合意を得られていない」として、近隣住民2名とともに市議会に議決の保留を求める要望書を提出した。

ウ 紛争の発端

(ア) Cは、平成19年12月3日、aを資材置場として取得するために、本件転用申請を行い、同月9日、申請人に対し、同土地を埋め立てて資材置場とすることを告げた。

(イ) 申請人は、前記イ(ウ)のとおり、かねてから申請人宅周辺が工業地帯化されることに懸念を抱いており、Cがaを取得する背景には、被申請人市や同県も関与した本件工場の拡張計画があるものと考え、同土地の埋立てに対して強く異議を唱えるようになった。

(ウ) 申請人は、Cによるaの取得について、上記のような捉え方をしたことをきっかけとして、Cや被申請人市及び同県に対して不信感を持ち、それとともに、本件工場からの騒音・振動にも敏感に反応するようになった。そして、平成20年以降、Cだけでなく被申請人市に対しても、過去に遡って苦情を述べるようになった。

エ 本件工場から発生する騒音・振動のレベル

(ア) 被申請人市は、平成20年5月7日、申請人から騒音測定の要請があったことから、申請人宅内で簡易な測定を実施したところ、騒音計が70dBを示したことがあった。

(イ) 被申請人市は、平成21年5月18日、本件工場における次の各作業について、敷地境界における騒音・振動の測定を実施した（以下「本件測定」という。）。

a 騒音測定対象

シャーリングせん断作業、クレーン作業、高速切断機切断作業、センターポンチ打ち作業、サンダー掛け作業、ポンチング作業、H鋼の反転作業、雑騒音

b 振動測定対象

シャーリングせん断作業、クレーン作業

(ウ) 申請人宅及び本件工場が存在する地域は、市街化調整区域に当たるところ、かかる区域に関する焼津市の騒音・振動に係る規制基準は、次のとおりである。

a 騒音に係る規制基準（平成9年静岡県告示第344号の5）

昼間（8時～18時）	55dB以下
朝夕（6時～8時，18時～22時）	50dB以下
夜間（22時～翌6時）	45dB以下

b 振動に係る規制基準（平成9年静岡県告示第344号の8）

昼間（８時～２０時）	６５dB以下
夜間（２０時～翌８時）	５５dB以下

(エ) 本件測定の結果は、別紙３「騒音・振動測定結果表」の「評価値」欄に記載したとおりであり、騒音測定対象のうち、ポンチング作業を除く全作業が、規制基準値である５５dBを超過していた。なお、振動については規制基準の超過は認められなかった。このため、被申請人市は、同年７月１日付けで、被申請人会社に対し、シャーリングせん断作業騒音が規制基準を超過していることについて、注意処分を行うとともに、申請人に対し、その旨の報告をした。

また、被申請人市は、同年８月３１日、被申請人会社に対し、特定施設の使用法又は配置の変更、騒音防止の方法について指導する文書を交付した。

オ 被申請人会社による騒音対策等

(ア) 本件工場については、昭和４８年の建築時や昭和５６年増築時において、防音のための措置が施されたことはなかった。もっとも、申請人からは、前記イ(イ)のとおり、平成２０年に至るまで、本件工場からの騒音・振動について苦情が述べられたことはなかった。

(イ) 被申請人会社は、被申請人市から、騒音規制法６条１項及び振動規制法６条１項に基づく特定施設の届出を提出するよう指示され、平成２０年５月２７日付けで、騒音に係る特定施設設置届出書（乙Ｂ２）及び振動に係る特定施設設置届出書（乙Ｂ３）を提出した。

なお、上記各届出書によれば、騒音に係る特定施設はショットブラスト及びせん断機であり、振動に係る特定施設はせん断機である。

(ウ) 被申請人会社は、平成２０年ころ行われていた調停手続中、別紙２「位置図」のＤ点付近に設置されていたシャーリング機械を同図のＣ点付近まで移動し、本件工場の申請人宅側の窓をスレートに張り替え

るなどの措置を講じた。

- (エ) また、被申請人会社は、平成20年7月1日付けで、被申請人市に対し、申請人宅に面する本件工場外壁の内面に防音材を設置すること、加工機械の配置変更及び一部使用停止をすることを内容とする、総費用228万円の騒音対策改善計画書（乙B4）を提出し、申請人の承諾が得られ次第、工事に着手する旨を告げていた。

しかし、申請人は、当該改善計画そのものより、本件転用許可に対する不満と不信感を募らせていたことから、その実施を承諾せず、結局、防音工事等は実施されないままとなった。

(2) 被申請人会社についての不法行為の成否

ア まず、申請人は、Cが本件工場の操業を開始した時点から起算して、30年以上にわたる被害を主張するが、被申請人会社の設立は平成元年7月14日であり、それ以前にCについて発生した不法行為責任を被申請人会社が承継したという事実は認められず、申請人との関係でその法人格を否定すべき事情も認められないから、結局、被申請人会社について不法行為責任の成否を検討すべき期間は、早くてもその設立時からということになる。

イ そこで検討するに、前記認定事実によれば、被申請人会社は設立当時からそれまでの本件工場における金属加工作業を引き継いだため、シャーリング作業、クレーン作業、センターポンチ打ち作業、サンダー掛け作業、H鋼反転作業などの規制基準値を超過する大きな金属音を日常的に発生させており、しかも、これらの騒音は定常的なものではなく、突発的に発生するものであるから、日常生活において突如として静穏を破られることによる心身への負担は、それなりに大きなものであったと推測することができる。そして、このことは申請人の妻が平成2年に大井川町役場に苦情相談に行っていることから窺われる。

しかしながら、他方で、被申請人会社は家族経営の零細企業であり、繁忙期（昭和の終わりころから平成の初めころと思われる。）であっても夜間や日曜・祝日の作業が常態化していたわけではなく、その騒音によって申請人の睡眠や休息が著しく阻害されたという事情までは認められない。

加えて、申請人は、平成20年に至るまで、被申請人会社又はCに対し、一度も騒音・振動に関する苦情を述べたことがなく、かえって、昭和56年増築のころには騒音・振動が増加したことを喜ばしいとさえ感じ、また、平成2年に申請人の妻が大井川町役場に騒音・振動に関する相談に行った際には、それを制止する行動を取っていたのであるから、少なくとも当時の申請人の主観においては、本件工場から発生する騒音・振動は受忍し得る程度であったと解される。

また、そもそも、申請人が騒音・振動の苦情を述べるに至ったきっかけは、Cがaについて本件転用許可を得て取得したことをもって、被申請人らが一体となって大井川地区の工業ゾーン化を推進しようとしていると考えたことにあり、現時点においても、むしろその点についての主張を中心としていることからすると、本件工場の騒音・振動そのものをどの程度問題視しているかは疑問がある。

そして、被申請人会社は、少なくとも申請人の苦情を認識した平成20年以降、被申請人市からの要請もあり、速やかに機械の配置変更やスレート張替えを行い、同年7月には228万円を要する騒音対策の計画書を提出しているところ、係る計画の実施は申請人に何らの負担もかからないのであるから、申請人が騒音・振動による苦痛を強く感じているのであれば、これを拒絶することは通常考えられない。

ウ このように、本件工場から発生する騒音は決して小さなものではないが（その意味で一定の騒音対策が講じられることが望ましい。）、平成20年までの申請人自身の言動、本件手続における主張内容を考慮すると、そ

の騒音被害が社会生活上の受忍限度を超えていたことの証明はなされていないといわざるを得ない。なお、振動については、本件測定においても、規制基準値を大きく下回っており、その被害が受忍限度を超えていたとは認められない。

したがって、本件工場における騒音・振動の発生は、申請人との関係で不法行為を構成するものではない。

(3) 被申請人市及び同県についての不法行為の成否

ア 被申請人市について

申請人は、本件工場から発生する騒音・振動が被申請人市と被申請人会社との共同行為によるものであると主張するが、前記認定事実によれば、その主たる理由は、被申請人市が申請人宅周辺を含む大井川地区の工業ゾーン化を企図していると考えたことにあり、本件手続においても、前記第2. 2 (1)エ(ア)に主張されている都市計画等の土地利用に関する自説を展開することに終始している。

この点、当裁定委員会も、自己の居住地に対して強い愛着を持つこと自体は理解し得ないではないが、被申請人市が将来の土地利用を都市計画上どのように定めるかは、本件工場から発生する日々の騒音・振動とは何の関連性もないのであり、被申請人市が過去及び現在の騒音・振動を被申請人会社と共同して発生させているなどと評価することは到底できない。

また、申請人は、被申請人市に対して、平成2年に本件工場の騒音・振動に関する苦情を述べたのに適切な対応をしなかったことや、被申請人市が騒音計の貸出を拒絶したこと、あるいは、本件測定の際にデータの改ざんを試みていたことなども主張している。

しかしながら、前記認定事実によれば、そもそも、平成2年の苦情は、申請人の妻が大井川町役場に相談に行ったもので、申請人自身はむしろ妻を制止していたのであるから、今になって当時の被申請人市の対応を非難

するのは不合理というほかない。また、騒音計の貸出拒絶については、被申請人市の所持台数の制約などからやむを得なかったとの事情もあり、そのことから直ちに被申請人市が被申請人会社による騒音・振動の発生に荷担したなどと推認することはできないし、結果的に、申請人は被申請人市から騒音計を借り受けており、当初の貸出拒絶が本件工場からの騒音・振動被害といかなる関連性を有するのか明らかでない。さらに、被申請人市がデータの改ざんを試みたという点も、主張内容が曖昧かつ不自然であり、直ちにそのような事実を認定することはできない。

したがって、申請人の被申請人市に対する主張は、そもそも本件工場から発生する騒音・振動とは関連性がないか、的確な根拠を欠くものであり、いずれにしても被申請人市の不法行為を認定することはできない。

イ 被申請人県について

申請人は、被申請人県が本件転用許可を行ったことを不法行為として主張するようであるが、かかる許可を違法とする具体的根拠は何ら示されていないし、そのことから被申請人県が被申請人会社による騒音・振動の発生に荷担したなどと推認することはできない。

したがって、申請人の被申請人県に対する主張は、それ自体失当である。

2 結論

以上のとおり、申請人の本件各申請は、その余の争点について判断するまでもなく、いずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成24年12月5日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 松 森 宏

裁定委員 杉野翔子

裁定委員 柴山秀雄